

開 会

鈴木良雄議長 おはようございます。

これより会議を開きます。

開 議

鈴木良雄議長 本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、本日の会議に寺島吉昭置賜生涯学習プラザ館長兼、中央公民館長の出席を要請しておりますので、報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

鈴木良雄議長 日程第1、市政一般に関する質問を昨日に引き続き行います。

藤原民夫議員の質問

鈴木良雄議長 それでは、順次ご指名いたします。

初めに、政党代表質問を行います。

順位7番、議席番号15番、藤原民夫議員。

(15番藤原民夫議員登壇)(拍手)

15番 藤原民夫議員 おはようございます。

私は、日本共産党を代表して、市長並びに教育長ほかの皆さんに、通告しております3点

について質問をいたします。

初めに、合併問題と地方交付税の制度改革についてであります。5点にわたって質問をいたすものであります。

その第1点は、地方財政の三位一体の改革制度についてであります。目黒市長は、16年度施政方針の中で、小泉総理大臣の断固たる決意をもって進める構造改革では、国と地方のあるべき姿を追求しながら、三位一体の改革が動き出しましたというふうに述べた後で、所得税や消費税について踏み込んだ議論を行い、地方への税源移譲ができるように、国や県に対して具体的な提言や提案を行っていきたいというふうに言っております。

さて、この3月1日付の山形新聞には、全国的首長アンケートの結果が載っております。その解説によりますと、国、地方財政の三位一体改革に対する首長の評価は、3年間で約4兆円の国庫補助負担金を削減する改革の基本方針、2004年分として4,200億円の税源移譲を決めた改革初年度の決着、いずれに対しても厳しいと書いておりました。この決着について余り評価しない、または評価しないと答えた全国的首長の合計が、76%に達したと報道をしております。目黒市長は、評価すると答えられたものかどうかわかりませんが、どのような判断でもって、このアンケートに答えられたのか、どう答えられたのか、まずお聞きいたすものであります。

三位一体の改革とは、一つには国庫補助負担金の廃止・縮減、二つには地方交付税の見直し、三つには、税源移譲を含む税源配分の見直し、この三つを一体で行うというものであります。これは、改革どころか、地方自治体にとっては財政支出の大幅削減による行政サービスの後退、地方の切り捨てというべきものであります。

昨年6月の小泉内閣の骨太の方針第3弾をわ

かりやすく読み下すとどうなるでありましようか。一つには、サービスを受けるならばふたをする。二つには、自治体はみずから財源を確保するという原則に立って、住民サービスはナショナルミニマム、つまり国による最低基準によらずに、自治体が独自に、本当に必要と考える最小限のものに留める。そして、三つには、国も地方も行革を徹底して、お金をかけないようにしようというふうなことだと思っております。

地方自治法は、自治体が行うべき標準的な行政サービスを財政的に保障することです。この中には、高齢者福祉や保育、医療や教育を初め、戦後の長い時間をかけて自治体が国へ要求して、制度化されたものも少なくないはずであります。

今、小泉内閣が改革のもとにやろうとしているのは、国の責任である本来の地方自治体の機能を掘り崩そうということでもあります。そうした現実の中で、三位一体の改革の名による国民への犠牲転化と地方切り捨ては、評価できないとして、全国の多くの首長が反発しているわけですが、我が目黒長井市長は、施政方針の新年度予算についてという項目の中で、地方自治体は今後ますます厳しい財政運営を強いられることになると思われますが、長井市といたしましても、ご理解とご協力をいただきながら、この難局を乗り切っていくなどと、あたかもこの国の地方切り捨て政策が、自然災害に遭遇したかのような表現で締めくくっているのではありません。このことに関する市長の考えをもう一度お聞きをいたしまして、次の質問に移るものであります。

第2点目は、臨時財政対策債制度についてお尋ねをいたします。この制度は、地方財政を賄う方策で、地方交付税の一部を振りかえたものであります。国は、地方自治体が財政運営に支障を来さないような対策をとることが

義務づけられておるわけでありませんが、それによる交付税特別会計の借金が、既に40兆円にも上るようになったことから、これまでのやり方をやめて、大枠として財源不足額の半分は、国の一般会計から補充して地方交付税に上乗せして、残りの半分を地方自治体自身で借金で賄うことにしたものであります。

この自治体の借金が、臨時財政対策債であるわけですが、財源不足の補充は国の責任なので、その返済は国が責任を持つということでもあります。この臨時財政対策債は、自治体ごとに発行可能額が決められております。ちなみに長井市の場合、平成13年度の発行可能額は1億8,500万円、翌年の平成14年度は4億6,000万円で、対前年度比120%の増となっております。さらに平成15年度は7億1,600万円で、対前年度比76%の増と、いずれも大幅な増となっておりますが、このたびの平成14年度の予算額では5億1,100万円と、逆に28.6%の減となっているのではありません。発行可能額であります。ちなみに、地方交付税が大幅に削減されたと盛んに言っておりますが、平成14年度と15年度を比べますと、交付税決定額と臨時財政対策債発行可能額を合わせますと、金額で1億600万円、率で2.7%の増となっているのであります。

財政課長にお尋ねをいたしますが、姿勢方針の新年度予算の項目の中で、交付税にかわって財源を補てんしている臨時財政対策債が29.4%減と、予想もしていなかった削減率になっているというふうに述べておりますが、地方交付税の額というものは、その自治体の標準的に必要な財政規模、つまり基準財政需要額と標準的な収入額、つまり基準財政収入額の差額として計算するものでありまして、予想もしていなかった削減率という表現になりますと、国の方が何か作為があって一律に減らしたととられかねないわけですが、

この間、何か算出方法に変化があったとか、どのような状況が働いたわけなのか、お聞きをするものであります。

第3点目は、骨太の方針第3弾で、交付税制度の改革として、段階補正をさらに見直すとしていることについてであります。

地方交付税額を算定する際に用いる補正係数というのは、人口の多い少ないとか、あるいはその密度、その都市、その地域が都市型なのか、農村型なのか、寒冷地か、積雪地域かなど、標準的な県と比べて不利、あるいは考慮すべき要素で割り増し、あるいはまた逆に有利な条件の場合は、減らしていくわけであります。総務省は、市町村についても見直すとしておりまして、人口10万人を割る基準以下の市町村にとっては、大変な問題になりつつあるのであります。交付税算定に当たって、基準財政需要額を求めるわけではありますが、市町村の場合、消防費、その他の土木費、その他の教育費など、合計12の項目が人口規模の段階に応じて必要額が適用されまして、それに基づいて計算する仕組みになっているわけであります。

この段階補正が、見直しの名によって毎年のように削減されていくことは、人口の少ない自治体の運営にとっては、まさに大変であります。人口5万人以下の市町村を対象に削減が始まったのは、平成13年度からであります。人件費を中心に、経費が安くなると言われるアウトソーシング、民間委託、民営化の奨励、あるいはパートや臨時職員への振りかえなどをこうして指導しているわけであります。

そこで市長にお尋ねをいたします。現在、長井市が推進しているこうした手法は、総務省が指導している行財政改革の柱の一つであるアウトソーシングの奨励に沿ったものなのかどうか、答弁を求めるものであります。

また、こうした動きに対して、全国市長会な

どが、これ以上の段階補正の見直しは行わないという要望を国に提出しているわけですが、こうした要望に対してどのようにお考えか、お聞きをいたすものであります。

財政課長にお尋ねいたします。この交付税算定の基礎となる段階補正の見直しによる長井市の影響額について、平成15年度の場合はどのようになっているのか、お聞きをいたします。

第4点は、現在進められようとしている二市二町の合併問題についてであります。

そもそも平成の大合併の号令で、国が市町村合併を事実上強制的に進めている最大の理由の一つは、国から地方への支出を減らすことでもあります。市町村合併が進めば、管理職を含めた職員の大幅削減、役所や学校、文化会館など、いろいろな公共施設の統廃合など、その地域全体での行政の必要経費が減るために、地方交付税や補助金を大幅に減らせると見ていることからであります。ですから、総務省も合併は行政改革の最たるものだと。あるいは、画期的な行政改革の手法だというふうに、公然と語っているのであります。

ところで、合併すれば財政が楽になるという、そういう主張をする方の一番の根拠は、地方交付税、そのうちの普通交付税であります。その合併による算定の特例、いわゆる合併算定外であると思うのであります。この特例というのは、合併後10年間は、地方交付税を合併した場合の本来の額に減らさずに、合併しなかった場合に、それぞれの旧市町村が受け取る額を計算して、その合計額を補償するというものであります。この制度は、もともと合併すれば役所の職員が少なくて済むが、合併したからといって、直ちに職員を退職させることはできないために、その分の財政を補償するというのが、本来の主な目的であります。ですから、10年間に過ぎれば、段階的に

+

5年間かけて本来の交付税の額へ大幅に減ることになるわけでありまして、いわば、一息つける程度でありまして、合併しても財政的に楽になるわけではないわけでありまして。逆に、合併した方が、やがてその地域全体の予算も地方交付税も、大幅に減ることは避けて通ることができないのであります。

例えば、長野県が信濃毎日新聞、平成15年の5月25日付であります。そこに掲載した「広報長野県」という記事がありますが、そこに合併問題のQ & Aを載せまして、合併しないと地方交付税が減るって本当と、質問の項目にありまして、その答えに合併、存続ともに減少し、16年目に逆転。つまり合併した方が少なくなると。合併した方が、交付税がより減少すると、そういうシミュレーションを示しておるのであります。その上で長野県は、市町村の自立を支援しますと、県の姿勢と施策を紹介しているのであります。

+ ところで、私は、市町村合併を考える新潟県ネットワークのご指導をいただきながら、二市二町の、今、合併の話のある置賜広域病院組合を構成する二市二町の合併財政シミュレーションを平成14年度の各市町の財政資料をいただきながら、つくってみたわけでありまして。

その結果、今、もし合併すれば、合併後の普通交付税はどうなるのか。長井市の場合、5億4,000万円、一人当たり1万7,000円の減額となります。南陽市の場合、5億1,000万円、一人当たり1万4,000円の減額となる。川西町の場合、5億2,000万円の減額で、一人当たり2万6,000円の減額になる。飯豊町の場合、4億7,000万円の減額で、一人当たり、これは何と5万1,000円の減額となりまして、二市二町合わせまして、20億1,000万円の減額、一人当たり2万1,000円の減額となると計算したところであります。これで使用した資料は、平成

14年度の地方交付税算定台帳、また、平成14年度決算カード、それに基準財政需要額補正係数などでありまして。

そこで市長にお尋ねをいたしますが、合併した場合の地方交付税のシミュレーションと合併算定外のイメージのグラフなどを、市報を通じて市民に公表する。そして、こうしたデメリットの部分も公表して、公正な判断を市民にあおぐというふうな方法はいかがなものかお尋ねをいたすものであります。

第5点目であります。合併の是非を問う住民投票が各地に広がっているようであります。朝日新聞の集計によれば、平成14年に116件行われ、13年の11件から10倍以上にふえたということでありまして。この背景には、市町村合併の問題が今の自分たちのまちや村がなくなるかどうかという住民の暮らしと自治にとって、最も根本的な問題であり、その選択がいよいよ迫られてきていること。また、来年3月という特例法の期限が迫る中で、結論を出していくことが求められたということにあるのではないかと考えるのであります。

政府の押しつけ合併の本質と矛盾を反映して、合併に不安や危惧を感じ、反対する住民が少なくない一方で、推進、あるいはやむを得ないと考える人たちも少なからず生まれる地域が全国に広がって、その中で首長と議会、そして住民との意見が一致しないでもふえてきたというふうに書いているのであります。

市町村合併については、住民投票の実施が、国会の意思として繰り返し確認されてきております。1985年、衆議院の附帯決議として、市町村の自主性を十分尊重し、住民投票等により、住民の意思が極力反映されるよう努めることと、政府に住民投票の推進を進めております。

米沢市・長井市・川西町、二市一町の合併協議に際して、住民の間からも、議会の中から

も、住民の意向をアンケートなどの方法で聞くべきだという声が上がりましたが、市長はその声に耳を貸そうとせず、住民座談会にのみ頼るという手法を変えなかったわけであり、このたびの施政方針でも、協議の進展ぐあいを見て座談会を開催し、説明と意見交換をなどと述べております。もちろん、住民との意見交換も大切な住民の意向の聞き取りであり、否定するものではありませんが、座談会へ行けない、行っても発言できない、またはしない、こういう方もおられ、住民の意向を的確に反映するという面では不十分ではないかというふうに思うのであります。

衆議院の附帯決議では、住民の意思が極力反映されるようということでありまして、もっと違った対応がどうしても必要だと考えるものであります。もちろんその時期などは、協議の進展ぐあいを見てということであろうと思いますが、特例法の期限が迫る中で、徐々に市民の皆さんの間からは問いかけや進展状況など、話題が広がっているようであります。

そこで市長にお尋ねをいたしますが、住民の意思が極力反映されるような、市民への合併の問いかけといったものは、今後どのような方法でなされようとお考えなのか。また、その時期については、どう判断されるのか、お聞きをいたします。

質問の大きな第2点は、市が発注する一定金額以下の公共事業を、市内の入札制度に参加資格のない大工さんや塗装、板金屋さんなど、いわゆる一人親方の小規模業者にも受注の機会を拡大して、市内経済の活性化に結びつけることができないかということであり、

企画調整課資料の平成13年10月1日調査の事業所企業統計調査結果報告書によりますと、長井市の民営の事業所で、従業者数一人から4人の建設業は163事業所ありまして、従業員数が315人というふうになっております。

また、製造業は112事業所で、248人が働いておられます。

また、長井・白鷹建設組合員数は、先ほどの数字とダブるわけでありましたが、白鷹も含むわけですが、360名おられます。

職種別では、大工さんが175名と最も多く、次いで塗装33名、板金19名などとなっております。左官、建具、畳工、その他などとなっております。

こうした方々の中には、長引く不況の中で深刻な経営を迫られている方々、あるいはまた、親会社からの二次、三次という仕事を回され、ピンはねもあるという方、あるいはまた、ただでさえハウスメーカーに仕事を持っていかれて、市場が狭くなったなどという苦情の中で頑張っておられる方、また支払いには振込手数料を取られる、あるいはまた、受注が全くなく、あきれて言葉も出ない、などと深刻な訴えを寄せる方もおられるのであります。

そこで、最近、全国各地の自治体では、市が発注する小規模な修繕工事について、市の入札参加資格申請が困難な小規模事業者にも、受注の機会を図る小規模修繕等契約制度の創設に取り組みまして、地域経済の活性化に結びつけようとしているところがふえておるのであります。この制度は、希望者を登録して活用するものであります。

また、この登録制度は、地方自治法第234条に基づく随意契約の運用を図ったものでありまして、この法では契約の締結について、売買、貸借、請負、その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、または競り売りの方法により締結するものとするしておりますが、随意契約については、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるというふうにしておりまして、ここに該当させておるわけでありまして、

そこで、随意契約によることができる場合の

+

中の契約の種類に応じて、予定価格の金額の範囲を定めております。ちなみに、工事、または製造の請負については、都道府県及び指定の都市は250万円、市町村は130万円となっておりますのであります。

新潟県の上越市では、請負金額1件50万円以下の契約が対象で、秋田市でも1件50万円以下で実施している。横手市でも、50万円未満となっております。長野県上田市は、上田市小規模工事修繕受注希望者登録制度を実施しておりまして、小規模工事の予定価格が130万円、修繕では50万円を超えないものが対象ということでありまして、秋田県の比内町でも、この制度を今年度から実施するということがあります。募集資格の中に、町税を滞納していない町在住の業者としておりますが、町の財政課長はこう言っております。町民税や固定資産税、軽自動車税などの普通税の滞納者は登録できないとしているだけで、国民健康保険税については考えていないと話しております。国保税を滞納している人にも、受注機会を与えまして、そして滞納をなくす役割も果たしているんだというふうに説明をしているのであります。

市長にお尋ねをいたしますが、この制度は新たな予算を必要とせず、地元の中小業者に仕事が回る制度であります。長井市でもこの制度の研究・調査を行って、実現を図って、そして地域経済の活性化に結びつけられたいというふうに考えるのですが、この点、どのようにお考えかお聞きをいたすものであります。

大きな第3番目、旧西置賜郡役所の活用策について教育長にお尋ねをいたします。

初めに、旧西置賜郡役所の改修工事が、県の支援を受けて着手されまして、今春、開館の運びとなったこと、また、郡役所の建設当時の再建のために、細心の努力を尽くされたことに対しまして、心から敬意と感謝を申し上げるものであります。

さて、このたびの議会には、施設活用に伴う条例案が提案されております。先日、旧郡役所改修活用懇談会という会議が開催されまして、文化財関係者や文教の杜の役員、旧ギャラリー十字路の役員、周辺地区の地区長さん、商店街関係者などが集まって意見を出し合いましたが、その中で、特に話題となったことの一つは、施設使用を許可するに際して、使用目的が芸術的、文化的な催事、つまり催し事。これは営利、または宣伝を目的としたものを除くとしておるわけですが、そうした使用物のみが許可されるという項目を、その会議で示したわけでありまして、しかし、これは、今、議会に提出されている議案第23号の文案をそのまま出席者に提示した資料であります。そこで、出席者の間からは、その使用範囲が狭過ぎるのではないか、もっと幅広い活用ができないものかという不満の声なども寄せられておったようであります。

しかし、これはよく調べてみますと、この会議に提出した資料が不親切な資料の提示で、実際には文教の杜ながい設置条例の第1条の目的の欄に「文化財の保護・活用、及び芸術文化の振興に寄与し、魅力ある活力に満ちた地域づくりを図ることを目的とする」というふうにありまして、使用目的が特定の分野だけに絞られたものではなくて、地域づくりのために市民に開放すると明確に示しているわけでありまして、つまり、肝心の施設設置の目的の項目を除いた資料を提示したものでありまして、使用許可とか、使用料といった使用条件のみを示してしまったということだと思っております。

教育長にお尋ねをいたしますが、旧郡役所の使用は、芸術文化への貢献とともに、地域づくりに励む方たちへの門戸も広げているというふうに解釈してよろしいかどうかお聞きを

いたすものであります。

また、改修された施設には、1階に展示室があり、その広さといい、雰囲気といい、美術はもとより、写真や生け花、盆栽、民芸品や書道などの市民愛好者による展示会には、実にもってこいの雰囲気であります。

その向かいの会議室では、音楽会や小さな演劇の公演、あるいは映画鑑賞会、子供たちのための講演活動、さらにダンス教室やカラオケ大会までもできるというふうな、夢膨らむ活動が待っているようであります。

ところが、現在は、設備はどちらの部屋にも何もない。もぬけの殻であります。机もいすもありません。しかし、考えようによっては、何もないということは、何でも創造できるということでもあります。何か決められたものを置かれるよりは、むしろ、先ほど申し上げました方々からいろいろな意見を聞いて、それに沿っていろいろな施設設備を整えるといった方が、はるかに今後の活用にとっていいのではないかというふうに思うわけであります。

旧郡役所には、自由に、思い切って創造活動のできる空間があります。市民の皆さんの心や感性に直接働きかけて、それを豊かに育む市民活動は、周辺の商店街や地域の活性化に、大いに役立つものと考えます。

そのために、一つはのまず、施設使用の狭い枠を取り払って、利用者のニーズに応じた管理運営とともに、芸術文化分野のNPO立ち上げというふうなことまでも含めて、市としても支援をすべきでないかと考えるわけがあります。同時に、心配なのは、このたびの条例案には、使用時間が4時半というふうに決められておまして、夜の使用はできないようになっております。これも、やはりこの地域の方々、あるいは講演活動、さまざまな活動にとっては、非常に大きな弊害となるのではないかと、こういうふうな問題のために、

何とかこの夜の活動もできるような形で使用を考えていくべきではないか、教育長の所見をお聞きをいたしまして、壇上からの質問を終わるものであります。

ご清聴、まことにありがとうございました。

(拍手)

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 藤原議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、三位一体の改革についてどう評価しているか。私は、余り評価していないというふうに丸をつけました。改革と言うならば、これは、今これからこうこうこうして、ちょっと我慢してもらえけれども、5年後にはこういうふうによくなりますよと。その5年後にこうよくなるということまでちゃんと説明をしなければ、改革とは言えないのではないかと、常に私は思っていました。したがって、長井市の財政再建にしても、行政改革にしても、例えば18年度までに386億円あったのを322億円までしましよと。それから、28億4,500万円の土地開発公社は、おおむね5億、今持っている程度にしましよと。あるいは、皆さんからいただく税は、人件費に全部消えてしまうということのないように、やはり人件費はスリムにしましよと。もう5年間で12.7%、10%の定員適正化計画も既にもうクリアして、400人が347人、53人減って13.25%。こういう目標を設定したのをどこまでいったかということも、途中開示しながら、最後までやりたいと思いますよということをおっしゃなければ、私は改革とは言えないのではないかと思います。

ところが、この三位一体の改革は、確かに補助金はこの3年間で4兆円、単年度で1兆円、先行しますね。長井市でも約1億近くそうなると。それから、交付税は削減します。これも普通交付税で3億5,000万円、特例債で2億

+

円。こういうふうには全部で6億5,000万円も減らしておいて、三位一体と言いながら、もう一つ、税源はちゃんと補償しますと、こういっただのが、迷走に迷走を重ねて、最初、たばこ税だとか何だとかと言いましたけれども、結局、地方譲与税なんていう非常にあいまいなもので5,000万円弱ということになるわけでありまして、これはやはり改革に値しないと。あるいは、余り不十分な改革だと。もっと、この税源について、特にしっかりと3年後にはこうなると。だからことしはこうする、2年後はこうするというふうには言ってもらわなければいけない。このことは、全国の市長会でも、県の市長会でも、私は声を大にして申し上げてきたつもりであります。

そして、なおかつ、やはり全国市長会なんていうのは、言いつ放しになりやすい、みんな論客がおりますから、内容も少し詰めて、むしろあいまいなところはこちらで提言していくということで、改革派サミットの皆さんと、今、徹底的な議論をしているということでありま

私も、自分の一案として申し上げておりますのは、国と地方とって、これはちょっと正確ではないと。国と県と市町村なのではないかと、これは。そして、国と地方という、半分は国のものだという、こういう言い方がありますが、我々は3割Gとよく言われるように、税源は3割しか認めていないと。今の現状ですね。特に地方交付税の原資となる所得税は32、法人税は35.8、酒も32、たばこは25、消費税は29.5、平均30ですよ。10%上げなければ、これは税源移譲とは言わないよと、まず。3年間で言えば。

そう申し上げているわけでありまして、これは76%がという、先ほどのアンケートもありましたが、全国知事会の梶原岐阜県知事も、全くこれは評価できないと、そういう表現で

あります。新聞紙上でありました。市長会でも、ばんばん不満が出てきますよ、やはりこれは。この面は、藤原さんね、ただ反対だと言っているだけで我々は済まないと思っている。今は、やはり地方自治を扱っている我々は。我々は、そこに提言をして、税源はこうだということをやちゃんと勝ち取らなければいけないというふうには思っておりますので、これは国、県とも、私は徹底的にこの話し合いをしますが、そして、提言も、提案もしていきたいと思っておりますけれども、断固反対と。共産党さんが言うように、すばっと割り切った後はよしというわけにはなかなかいかないということも、ご理解をいただきたいところであります。

次に、臨時財政対策債は財政課長、交付税の段階補正の話で、長井市の民間委託やアウトソーシング、これも県内では一番進んでいると思いますが、きのうの議論でも明らかのように、志木市や太田市に比べれば、まだまだであります。なかなか、私、もう5年3カ月ですが、最初の4年は徹底反対が職員組合でありますから、候補者まで立てて選挙ということになりますから、これは決着がついたと思いますが、それ以降はぐっと回ってきたと思いますけれども、なかなかやはり山形県では一番進んだと思っておりますが、不十分であります、全国的には。

しかし、その理念は、総務省に言われたから民間委託をするんだ、アウトソーシングするんじゃないのです、これは。自主・自立の行政を目指して、なるべく民間でできることは民間でしていただいて、官でしなければならぬことは官でやりますよ、それは。そうやって、民と官が協働でともに、民が主役でありますけれども、やはりNPOや、ボランティアや、シルバークの皆さんや、いろいろな皆さんと一緒に民でできることをやってい

て、官でできることをしっかりと官でやるという、そういう意味での、私は自主・自立、ともに働く、協働、そういうまちづくりのために、私はここをやってきたというふうに思っておりますし、それは基本構想の第一番目に挙げられたところでもありますから、ご理解をいただきたいと思っております。

病院組合等中心に、二市二町の合併をしたら、これは交付税が10年間補償でも、どれぐらいなるのか、あるいは合併しなかったらどうなるのかと。これはやはり、これから徹底的に詰めなければいけないのですよ。私は、だから中身が問題だと言っているわけです。したがって、今度は、やはり事務的な作業から入ろうということで、2月20日から事務的なものへ、それで詰めておりますから、これはある程度シミュレーションができ次第、これは常に情報開示はしていきたいと。情報公開はしていきたいというふうに思います。

なお、恐らく5月ごろに法定協議会という話が出てくると思いますが、法定協議会になれば、大体月一遍のペースで、全戸にそれまでの話し合った資料をお出しするわけでありまして。前の三つのときも、そういう予定でございましたから、私はやはり情報は徹底的に公開するというにしなければいけないのではないかと思います。

なお、アンケートについても、ある程度、枠組みがまとまって、そして法定協議会等が出されて、そのときに他の皆さんとももう一度統一したアンケートということが出てくるのかもしれない。ただ、長井市はアンケートをしていないと言っていますが、私は全戸の皆さんにアンケートをお聞きしましたし、それから、大体少なくとも20カ所、多いときは40カ所やっている座談会で、皆さんのご意見を聞いてきたつもりです。何か、人前ではしゃべれないとか、そんなことはありません。

座談会においていただければ、藤原議員、わかるとは思います、長井市の市民のレベルは非常に高いですよ。ばんばん来ます。どんどん来ます。やはり、そういった議論を通してやっていくということも、非常に大切なのではないかと、私は思っているところであります。

そして、最後に、住民投票で合併を決めるとするのは、これは私は法の趣旨にそぐわないと思っております。住民投票が想定しているのは、提案者や議会が全然熱心じゃないと。そういう場合に、50分の1で、まず任意協議会、もう一遍、6分の1で法定協議会と。そういうときにはやっておりますが、最終的には提案権は、この場合にはやはり行政、執行部にあるわけですし、議会で大いに議論をしていただいて、市民の皆さんの前で、そしてみずからの責任で議会が将来の方向性を決めるというのは、これは昭和の大合併のときからずっとそうやってきたわけでありまして、やはりそれが王道であろうというふうに思っているところであります。

長くならないように、もう一つですね。市が発注する小規模契約、これはぜひ検討してみたいと思っております。現に、これはおっしゃるとおりで、少ないわけですが随意契約とかでもやっておりますしね。例えば、この間の1メートル、町中でも20になって、一人暮らしのお年寄りの皆さんとか、老人所帯に対して、雪おろしをしなければつづれるというときに、ボランティアの皆さんも随分頑張っていたいただきました。青年会議所とか、いろいろなところの団体でね。でも、やはり一番雪おろしがうまいのは、大工さんとか左官屋さんとか、家をつくる人なんですよ。あれはやはり、ベテランですから、ちゃんと命綱をつけて、通路もつくって、下に行ったら、またちゃんとあれするのもいて、私の家もお願い

+

しましたが、あっという間に3人で五つの棟全部きれいにしましたよ。そのときには、やはり白鷹建設組合方に、市民課を通してお願いをしていたということもありますし、これから各自治体でもやっておられるということをお聞きしておりますので、その直接のあれは助役でありますから、入札、指名競争でもあれでも、担当課でありますので、もし再質問があれば助役がお答えをしたいと思いますのですが、これは研究・調査、実現はしたいというふうに言っております。私もその方向が、やはり地元の雇用拡大に資するというふうに思っておりますので、ご提案をしっかりと受けとめていきたいと思っております。

以上です。

鈴木良雄議長 佐藤 仁財政課長。

佐藤 仁財政課長 私に対するご質問2点についてお答え申し上げます。

最初に臨時財政対策債の件でございますけれども、13年度から創設された制度でございますまして、藤原議員がおっしゃるとおりの内容でございます。

16年度までの4年間を見ても、15年度には確かにプラスになっておりますが、それ以外の3年間については、臨財債と交付税を足したものはマイナスになっております。

なお、16年度に大幅な減になったというふうに申し上げます。これにつきましては、昨日の高橋議員のご質問に対しても若干触れましたけれども、8月末の国の概算要求段階では、臨時財政対策債については15年度で同額というふうなことで、マスコミ発表等もやっておりますが、最終的に12月の地方財政計画、これが出てきた時点で、28.6%の減と、大きな減になっておりましたので、そういったことを申し上げているのでございます。

なお、これは国の方で将来的に全額面倒見るといふふうに言っておりますけれども、我々

の方から見れば、本来何に使ってもいい交付税、これで将来面倒見るといふような言い方でございますので、将来の交付税の先食いでしかあり得ないというふうにも見てとおります。ちなみに13年度から16年度までの、これを全額予算額どおり借り入れをしたとして、20年度には元利償還金がどの程度になるかという、1億2,000万円を突破します。この分が交付税で増額になるのですかと。例えば、所得税の32%が33%になるのですかというふうなことを言いますと、恐らく国はそうはしないだろうというふうに思っているところでございます。

それから、2点目の段階補正でございますが、これは14年度から16年度までの、とりあえずは3年間の節でございます、人口3万人規模のところでは、大体毎年1,000万円程度ずつ減額していきますよというものでございます。

私は、長井市のもので、ちょっと私なりに試算をしてみました。そうしてみましたところ、費目が、13費目のうちの12費目で段階補正の見直しをしるというふうに言っているわけでございますけれども、14年度では、大体3,300万円程度減らされているなど、前年度対比で、15年度では、少し大きくなっておりまして、14年度と比較いたしますと、大体4,000万円程度段階補正で減少しているというふうに見ているところでございます。

以上でございます。

鈴木良雄議長 竹田辰雄教育長。

竹田辰雄教育長 ご質問にお答え申し上げたいと思っております。

まず第1点は、旧西置賜郡役所の多面的な活用を考えたらどうかということでございますが、ご案内のように、旧西置賜郡役所は、県の方から歴史的建造物利活用支援金を受けて、今回改修したものでございます。

また、中央地区の南と北を分けて考えますと、

南地区の方には文化会館であるとか、図書館であるとか、あるいは桑島記念館であるとか、そういう施設がございますけれども、北地区の方は、郡役所、文教の杜だけでございますので、今回の修復工事については、その後の利活用も含めて地域住民の大きな期待があるのではないかと、そんなふうに思っているところでございます。

それで、基本的には、市民の皆様いろいろな形で利活用いただいているのではないかと、いうふうに思います。藤原議員の方からもご紹介ございましたように、去る3月3日に利活用にかかわるいろいろな団体の方、地域の代表の方にお入りいただいたの、第2回目の懇談会を開催しましたけれども、その折に、地域おこしのイベントでも使いたいし、その折に物品の販売もしたいと。それから、二つ、三つの地区が一緒になってのミニデイサービスなんかにも使いたいと。それから、地域の子供たちを集めて、寺子屋的なものにも使いたいと、さまざまな要望が出されたところでございます。

お示ししております条例案では、芸術的、文化的な催事に限りというふうなうたっておりますけれども、その文化的な催事の方は、広く生活・文化を高めるものということで、設置条例の目的の3番目に掲げてある魅力ある、活気に満ちた地域づくりということに該当するのではないかと、そんなふうに思っております。そこに当てはめて考えますと、いろいろな形で広くご利用いただいているのではないというふうに思っております。

それから、ギャラリー十字路では、作品の販売なんかもしておったわけですが、やはり作品の販売が目的でなくて、芸術文化を高めることが主目的で、作品の方はその折に分けてあげるというような考え方で、ギャラリー十字路でやっておったような、同じようなやり

方であそこを、郡役所の方を利活用いただけるのではないかと、そんなふうに考えております。

また、利用者ニーズに応じた管理運営ということでございますが、当面は財団法人文教の杜ながいに管理運営をお願いする予定でございます。A区、B区と分かれておりますけれども、そういった関係で文教の杜全体を一体的に運営していくということで、いろいろな、利用時間のことであるとか、そういったことも設置条例ではA区の方に合わせて考えてみたところでございます。

ただし、夜の利用とか、あるいは夕方おそくまでの利用であるとか、それは施行規則の第2条の方に、要望があれば許可を受けて延長して利用できるというふうにしてございますので、それらを適用しながら時間の方も柔軟に対応していきたいというふうに思っているところでございます。

最後に、NPOなんかも考えてみたらどうかということでありましてけれども、当面は文教の杜ながいの方に委託ということで、利用の状況を見ながら、NPOなんかも視野に入れて、今後に向けて検討してまいりたいと、そんなふうに思っているところです。

以上です。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 時間がありませんので、1点だけお聞きをいたしたいと思っておりますが。

この地方財政の三位一体の改革については、市長に言わせれば、国と地方でなくて、国、県、市町村というふうな言っておられますが、いずれにしても大変な状況を今、迎えておると。そういう中での合併というふうなことでありますので、ましてや、市民の方々の認識には、そうした深い認識が少ない方も、大勢おられるのではないかと、ということで、市長も、今後情報をできるだけ開示していくというふ

うにおっしゃられましたが、市報を通じてぜひお願いしたいと。

また、前回の市報の財政の記事、1面に載っておりましたが、必ずしも正確な表現ではなかったかなと、今、資料を持ってこないのかわかりませんが、同時に、もう少し財政についてはわかりやすい、一般の方々もわかりやすい表現で、一体どういう状況に今あるのかと。なぜ、こういうふうなアウトソーシングをしなければ立ち行かないのか。私たちはそれに余り賛成ではないのですが、そういった開示がどうしてもこれからは必要になってくるのではないかと。特に、先ほど申し上げましたが、段階補正の縮小というふうになりますと、今度は地方交付税そのものの計算が、今までのやり方と縮んでくるわけですから、ましてや、職員の削減、あるいは保育関係の削減、そういった福祉教育分野への削減が、交付税の算定基準からも削減されるというふうなことになるはしないかということも懸念されるわけでありまして、この段階補正の縮小では一番影響額が大きいのは、人口4,000人規模の町村だというふうに言われておりまして、先ほどは長井市の場合は3,300万円というふうに財政課長の答弁であります、やはり3万人規模の自治体でも、こうした削減が行われるということで、私どもは、これは合併を促進させるための一つの方策を、国がこういう形で進めているのではないかと、いうふうに思っておるわけですが、いずれにしても、情報のわかりやすい、正確な公開をぜひお願いしたいということをお願いいたしまして、私の一般質問は終わりにしたいと思いません。

小関勝助議員の質問

鈴木良雄議長 これより、個人質問を行います。

順位8番、議席番号12番、小関勝助議員。

(12番小関勝助議員登壇)(拍手)

12番 小関勝助議員 おはようございます。

私は、3月定例会におきまして、農業問題について質問してまいります。特に、昨年からのことしにかけて、非常にいろいろな分野で厳しい環境下にあります。特に、本市の基幹産業でもあります農業については、ご案内のように、平成6年、10年振り以来の大凶作となっております。昨年は、低温による日照不足、そして冷夏。それにおきまして、作況指数においては全国では90、山形県では92、本市では93、いずれも著しい作況指数となっております。改めて農業、そして食料、農作物は、天候に大きく左右されるものだと、そういう知らしめる教訓の年でもありました。

私が通告しております異常気象時代における環境保全型農業の構築について、その観点から順次質問してまいります。

目黒市長は、施政方針の中で、本市の今後の農業のあり方について具体的に記述されております。私は、市長の農業に対する熱意が感じられる施政方針であると評価したいと思います。その意味で答弁についても明確、そして前向きな答弁をお願いしたいと思います。

冒頭をお願いしたいのですが、最初に農林課長にお伺いしますが、昨年度の冷害の被害状況、それについて後ほど具体的な説明をお願いしたいと思います。

それでは質問に入ります。質問の第1点は、宮原担い手土地改良事業の波及効果と駅西開発についてお伺いいたします。

私は、この事業の波及効果については、計り知れない大きなものがあると期待もしております。駅西の皆さんもそうであります。特に中央地区に隣接する位置にありまして、この